

○「医療法施行規則の一部を改正する省令の公布等について」（令和8年4月24日付け医政発0424第7号）の正誤表

正	誤
第1 改正の内容 1～3 (略) 4 臨床研究中核病院の管理者の講ずべき事項の追加 臨床研究中核病院の管理者は、次に掲げる事項を講ずべきこととする。 (1) (略) (2) <u>監査委員会</u>に対して、管理者の医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認させること。(規則第9条の25第4号ホ(4)(i)関係) (3) <u>監査委員会</u>に対して、医療安全管理者の業務の状況についても、管理者等から報告を求めさせ、又は必要に応じて自ら確認させること。(規則第9条の25第4号ホ(4)(ii)関係) 5・6 (略) 第2 経過措置等 1～4 (略) 第3 関係通知について (略)	第1 改正の内容 1～3 (略) 4 臨床研究中核病院の管理者の講ずべき事項の追加 臨床研究中核病院の管理者は、次に掲げる事項を講ずべきこととする。 (1) (略) (2) <u>監視委員会</u>に対して、管理者の医療に係る安全管理に関する業務の状況を確認させること。(規則第9条の25第4号ホ(4)(i)関係) (3) <u>監視委員会</u>に対して、医療安全管理者の業務の状況についても、管理者等から報告を求めさせ、又は必要に応じて自ら確認させること。(規則第9条の25第4号ホ(4)(ii)関係) 5・6 (略) 第3 経過措置等 1～4 (略) 第4 関係通知について (略)